

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

#### 差別や偏見のない明るい地域社会の実現をめざして

21世紀は、「人権の世紀」といわれています。「人権」は難しいものではなく、すべての人々が生まれながらに持っている権利で、人間が人間らしく生きていくため、誰からも侵害されることのない基本的な権利です。

しかしながら、現実の社会では、保護者からの虐待によって子どもの命が奪われたり、パートナーからの暴力によって心や身体に深い傷を受けることがあります。高齢だから、障がいがあるから、同和地区出身者だから、あるいはもっと些細なことで差別を受けることもあります。

すべての市民が、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを認識し、あらゆる教育、啓発、研修等の場を通じて、相互の理解を深めるとともに、人権を身近なものとして思いやりの心で尊重し守り支えあう、差別や偏見のない明るい地域社会の実現をめざします。

### 2 重点目標

市民を対象に行った「人権に関する意識調査」では、人権や差別問題に「かなり関心がある」割合は年々減少しており\*1、特に20歳代、30歳代で関心がないとする割合が多くなっています\*2。

本計画の最終年度に行う「人権に関する意識調査」において、すべての年齢層で「かなり関心がある」割合が25%以上、「まったく関心がない」割合が0%となることを重点目標とします。

市民一人ひとりが人権について自らの課題として関心を持ち、自身も他者も尊重されるべき存在であり、差別や偏見を許さないと認識し、実践する地域づくりのためには、人権教育・啓発の果たす役割が大変重要です。

学校教育、社会教育における人権教育・啓発を推進するとともに、事業の実施主体である市の職員に対する人権教育・啓発に積極的に取り組みます。

\*1：第2章、p.5 グラフ参照

\*2：第2章、p.6 グラフ参照

### 3 分野別の課題

本計画では、多岐にわたる人権問題について、以下の分野別課題ごとに施策の方向性と具体的な事業を明らかにします。

本計画に基づき諸施策を実施することにより、市民生活の安定と福祉の向上を図るとともに、市民の基本的人権の尊重をはじめ、あらゆる差別の解消に向け、施策に取り組んでいくものとします。

#### (1) 子どもの人権

核家族化・少子化の進行、また価値観の多様化や SNS の普及等、子どもを取り巻く社会環境は大きく変化しているものの、現在も児童虐待、いじめ・体罰、貧困など、子どもの人権侵害は大きな課題となっています。

#### (2) 同和問題

佐渡市では、1993年（平成5年）の全国同和地区実態等把握調査で、同和地区は4地区と報告されています。2016年（平成28年）に「部落差別解消推進法」が施行されましたが、生活環境、就労、婚姻での差別など、未だ同和問題が解消したとはいえない現状にあります。

#### (3) 障がい者の人権

2016年（平成28年）、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的として「障害者差別解消法」が施行されました。物理的にも意識的にもバリアフリーな地域づくりに取り組みます。

#### (4) 女性の人権

女性の社会進出が進む中、長い歴史の中で培われてきた「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担の意識により、就労や地域社会などあらゆる活動に制約がもたらされています。男女の共同参画の促進を含む女性の人権擁護を推進します。

#### (5) 高齢者の人権

佐渡市の高齢化率は、2015年（平成27年）の国勢調査で40%を超えています。高齢者が疾病や加齢によって心身の機能が低下しても、尊厳を持って生活を続けていくことができるよう、今後さらに地域社会全体で支えるしくみを構築していきます。

## **(6) 外国籍の人の人権**

---

外国籍の人への理解が不十分であるために生じる偏見や差別意識による発言、行動を解消し、お互いの文化や価値観を尊重し、相互理解の増進等に取り組みます。また、情報提供の充実を図り、共に生活していくことができる社会の実現を推進します。

## **(7) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等**

---

国は拉致問題を日朝間の最優先課題と位置づけていますが、拉致被害者のうち帰国が実現したのはわずか5人で、それ以外の人は正確な情報がないまま安否確認すらなされていない状況です。市民の人権を侵害された重大な問題であることについて意識啓発を図るとともに、国に対して早期解決に向けた働きかけを続けていきます。

## **(8) インターネットによる人権侵害**

---

近年、インターネットやSNSの急速な普及により、自由なコミュニケーションが可能であること、膨大な量の情報を簡単に利用できることなどの利便性をもたらす一方で、差別的な書き込みや個人情報の不正な取扱い、信用情報等の流出など、人権侵害にまつわるトラブルが発生し、子どもが被害者となるケースも増えています。

## **(9) 個人情報の保護**

---

社会の情報化が進み、個人情報を利用した様々なサービスが提供され、私たちの生活はとても便利になっています。しかし、個人情報は不適正に取り扱われると、取り返しのつかない被害を及ぼすおそれがあります。

## **(10) 様々な人権問題**

---

上記にあげた主要な分野以外にも、現在の日本社会には、HIV感染者やエイズ患者、水俣病患者、ハンセン病回復者やその家族、犯罪被害者や刑を終えて出所した人とその家族、人種に対する差別や偏見、最近では性的マイノリティ（LGBT）など、様々な人権問題があります。